

東彼杵町行政視察受入れに関する要綱

令和 6 年 9 月 19 日

6 東彼杵町告示第 125 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東彼杵町（以下「町」という。）が行政視察（以下「視察」という。）を受入れ、町が保有する行政情報等を提供する際の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第 2 条 視察の対応及びこれに伴う費用の徴収に関する庶務は、当該視察の目的事項を所管する課等(以下「所管課」という。)において行うものとする。

(申請)

第 3 条 視察者は、町公式ホームページ上のオンライン申請フォームによる申請又は東彼杵町行政視察申請書(様式第 1 号)を郵送又は E-mail 等により担当課に提出するものとする。

(決定及び通知)

第 4 条 所管課は、前条の規定による行政視察申込書の提出を受けたときは、受入れの可否について、行政視察決定通知書（様式第 2 号）により、視察者に通知する。

(視察費の徴収および額)

第 5 条 町は、視察の受入れにあたり、資料代及び人件費相当額等に係る経費(以下「視察費」という。)として、視察者 1 人当たり 5,000 円を視察費として徴収する。

(減免)

第 6 条 町長が特に必要と認めるときは、前条規定による視察費を減免することができる。

(視察費徴収の方法)

第 7 条 第 5 条に規定する費用については、町が請求書を発行の上、徴収する。

2 前項の規定により、徴収した視察費は、原則これを返還しない。

(補足)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。